

令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【令和6年度 追加受付分（共同受付対応）】

徳島市上下水道局推進工事請負業者選定基準に基づき、次のとおり当局発注に係る推進工事の競争入札参加資格審査申請を受け付けます。

なお、この要領は徳島市内に本社又は本店を有する者が対象です。

1 申請書受付期間及び資格有効期間

申請書受付期間	令和6年1月9日～令和6年1月24日
資格有効期間	令和6年4月1日～令和7年5月31日

2 提出先

徳島市上下水道局総務課契約係

（住所）〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4
上下水道局本庁舎2階

3 提出方法

郵送または持参（ただし、書類不備の場合は受理しません。）

※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除きます。）となります。

※ 郵送の場合は、令和6年1月24日までの消印有効となります。（封筒に「競争入札参加希望申請書在中」と記載してください。）

4 提出書類 次のとおり提出してください。

(1) 提出書類（A4サイズ）及び提出部数一覧表

提出書類名	部数
① 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（推進工事）	1部
② 推進工事業者カード	
③ 技術者職員資格者証の写し	
④ 技術者職員の健康保険被保険者証等雇用が確認できるものの写し	
⑤ 工事経歴書の写し	

(2) 提出書類の注意事項

- 各証明書類は申請書提出時の直前3カ月以内の発行のものとし、鮮明であれば写しでもかまいません。
- 別に定めるものを除き、経営規模等評価及び総合評定（以下「経営審査」という。）の審査基準日をもって記入してください。
- 申請書及びその添付書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。
- 各種証明書について、有効期限があるものは期限内のものを提出してください。

※ 提出様式は、徳島市上下水道局様式を使用することとし、[徳島市指定様式]は「徳島市ホームページ」

ジ」からダウンロードして使用できます。また、宛名がある場合は、『徳島市上下水道事業管理者』宛で提出してください。

(3) 各提出書類の説明

① 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（推進工事）

② 推進工事業者カード

ア 推進工事実績は、申請日を基準に、直前3カ年の経営事項審査の対象となった推進工事（工事経歴書のうち、竣工した工事のみとします。）について、事業年度ごとに実績を集計し記入してください。

イ 5-3)に記載する「推進工事等技術者一覧表」に規定する資格を有する技術者の氏名及び保有する資格者証の番号を記入してください。

ウ 特に指定のある欄以外は、税抜きの金額を記入してください。

③ 技術者職員資格者証の写し

ア 5-3)に記載する「推進工事等技術者一覧表」に規定する資格のみ対象です。

イ 4-2)の推進工事業者カードに記入した技術者の順に、資格者証の写しを並べて綴じてください。
なお、資格者証に有効期限があるものは期限内のものに限ります。

④ 技術者職員の健康保険被保険者証等雇用が確認できるものの写し

ア 4-2)の推進工事業者カードに記入した技術者の順に、被保険者証の写しを並べて綴じてください。

イ 後期高齢者医療保険等健康保険証で雇用が確認できない場合は、他の雇用が確認できる書類の写しを提出してください。

ウ 健康保険法をはじめとする医療保険各法が改正されたことに伴い、告知要求制限の対象となる記号・番号等はマスキングを施した写しを提出してください。

注① 修正テープ等でマスキングすることで、裏面から記号・番号等が見える状態のものは受付できませんので御注意ください。

⑤ 工事経歴書の写し

ア 申請日を基準に、過去3年間の経営事項審査に添付した工事経歴書（土木一式工事のみ）のうち、推進工事に該当するものについて、注文者欄の左欄外に赤で○印を付し、付箋を貼付して提出してください。

注① 過去3年間の工事経歴書のうち、過去の推進工事に係る入札参加資格審査申請時（資格の中間期における再審査時を含む。）に工事経歴書を提出している場合は、提出済みの工事経歴書（下記イの施行証明書を含む。）の提出は不要です。

（例）直近の経営事項審査基準日：令和5年3月31日

審査基準日が令和4年3月31日及び令和5年3月31日の工事経歴書を過去の推進工事の上下水道局における入札参加資格審査申請時に提出している場合は、提出不要。

イ アで○を付した推進工事については、発注者の施工証明書又は契約書の写しを添付してください。

注① 下請工事については、元請業者の施工証明又は発注書の写し等の施工が確認出来る書類を添付してください。

② 契約書、証明書等は契約者の押印が無いもの、記載が不鮮明、不明朗なもの等については受け付けませんので注意してください。

(4) 受付受理書について

ア 受付受理書が必要な者は4-(3)-①の書類に受付印を押印の上、返信します。各自で用意したもので構いません。

イ 郵送により申請書類を提出する場合は、返信先を記入した「はがき」又は「封筒」を必ず同封（返信に必要な切手を貼付）してください。返信用封筒等が用意されていない場合は返信できません。

ウ はがきの場合は、当局の受付受理書の代わりとして使用することとし、受付印を押印の上、返信します。また、封筒の場合は当局作成の受付受理書を郵送するために使用します。

(5) 提出書類のつづり方.

上記4-(1)の提出書類を番号順どおりホッチキスで綴じて提出してください。ファイルは不要です。

5 参加申請できる者（下記の条件に全て該当する者）

- (1) 建設業法上の主たる営業所（本社等）が徳島市内にある者
- (2) 令和5・6年度の徳島市の競争入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されている者のうち、徳島市の等級が特A級、A級及びB級の者

注① 推進工事以外の工事に関する競争入札参加資格審査申請書をあわせて提出している者については、申請日時点では等級が確定していないため、提出書類は受け付けます。

ただし、この場合において、土木一式工事が登録されなかった場合、又はその等級がC級若しくはD級の場合は不合格となります。

- (3) 次の表に掲載している推進工事等の技術者をそれぞれ1名以上、常時雇用している者

推進工事等技術者一覧表

区 分	資 格	人 数
推 進 工 事 技 術 士	① 推進工事技士	1人以上
	② 測量士	
	③ 一級土木施工管理技士	
	④ 第2種下水道技術検定合格者	
作 業 主 任 者	⑤ 地山の掘削作業主任者	
	⑥ 土止め支保工作業主任者	
	⑦ ずい道等掘削等作業主任者	
	⑧ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	
	⑨ ガス溶接作業主任者免許を取得した者又はガス溶接技能講習修了者	
	⑩ 酸素欠乏危険作業主任者（旧第一種）又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種）	
	⑪ 玉掛け技能講習修了者	

6 特例業者について

4-(2)の推進工事業者カードにおいて、推進工事実績の年間平均工事高が1千万円未満である者は、特例業者として登録されます。

特例業者に発注できる工事は、予定価格4千万円未満の工事となります。

7 資格の認定及び競争入札有資格者名簿への登載の通知

資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、競争入札有資格者名簿に登載します。名簿に登載された場合は、令和6年4月1日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）に徳島市上下水道局ホームページで公表します。

8 推進工事施工実績の追加受付について

前回申請したもの以外に推進工事の実績がある場合、1の申請書受付期間に工事実績の受付を行いますので、様式4-(1)、(2)、(5)の書類を提出してください。提出がない場合は、7の名簿において、実績の追加はないものとして取り扱います。なお、現に資格を有する者について、施工実績の追加による格付の変更は令和6年6月1日に行います。

9 注 意 事 項

- ・ 持参の場合は、記載内容を説明できる方がお越しくください。
- ・ 郵送の場合は、記載内容を十分ご確認の上、早期に提出してください。もし記載内容に誤りがあった場合、追加書類の提出及び訂正にお越しいただくことがあります。
- ・ 書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届（別に定める様式によるもの）を提出してください。
- ・ 徳島市上下水道局では徳島県との共同受付へ移行していますが、当局が格付けを行っている業種については共同受付と併せて、徳島市上下水道局にも申請が必要となりますのでご注意ください。

なお、当局では徳島県電子入札システムを採用しているため、入札に参加するためには、徳島市の「徳島市競争入札有資格者名簿」に登載されている必要があります。

【問い合わせ先】

○徳島市上下水道局 総務課契約係

住所：〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4（上下水道局本庁舎2階）

電話：088-623-2092

○この要領は徳島市上下水道局ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

上下水道局ホームページアドレス

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa_kyodo.html

（トップページ→上下水道局→事業者の皆さまへ→入札・契約情報→競争入札参加資格審査申請について）